

藤原清衡論(下)

樋口知志

目次

- はじめに
- 一 生い立ち
 - 二 前九年合戦
 - 三 清原氏の人として
 - 四 後三年合戦(以上前号)
 - 五 あやうい政治的立場(以下本号)
 - 六 三人の陸奥守―源有宗・藤原実宗・藤原基頼―
 - 七 平泉開府
 - 八 仏教文化
 - 九 晩年期
- おわりに

五 あやうい政治的立場

『後三年記』によれば、後三年合戦で武衡・家衡を討った陸奥守義家は国解によって合戦の終結について報告するとともに、「武衡・家衡か謀反、すてに貞任・宗任にすぎたり。私の力をもてたまたまうちた

いらくる事を得たり。はやく追討の官符を賜て、首を京へたてまつらん。」と追討官符を下されるよう要請したが、朝廷ではこの戦いを義家の私戦と疑う向きが強く、それゆえ一切論功行賞をおこなわず、追討官符も下さないことが決定されたという。それほどか、彼は翌寛治二年(一〇八八)正月には陸奥守の座より追われ、藤原基家が急遽後任の陸奥守に任じられることになった。僅かながらもまだ任期を残していた義家は、任地で私戦に明け暮れ国政を顧みなかったことを責められ、陸奥守を解任されてしまったのである。

義家らが失意のうちに帰京した後、清原氏の嫡流として奥羽に一人生き残ったのが清衡であった。

従来はともすれば、後三年合戦後にひとり清衡が「漁夫の利」を手にし、直ちに奥羽両国の支配権を掌握して平泉開府への足掛かりを築いたなどとされることが多かった。そうした見解の代表格ともいえるべき高橋富雄氏の所論では、この合戦の帰趨は次のように説明される。すなわちひとたび陸奥守義家に戦いを挑んで敗れた清衡は、真衡の没後に弟家衡とともに義家に帰降、それに対して義家は二人を許し奥六郡を折半して与え、二分した清原の族長権の均衡の上に源氏の棟梁権を安座させようとした。しかしそれが家衡の拳兵と武衡の参戦によって破られ、ついには清原一族の内訌から源氏・清原氏二つの族長権の相剋へと様相を変えていくこととなった。そうした中で清衡は、「義家と露骨に覇を争うという気配さえ見せなければ、奥羽一円にわたる清原の在地族長権力がまるまるその手中にころげこむ」であろうことを看取り、「忠誠を売って義家の軍事力を買収した」。その結果、合戦後清原氏の遺産は「清衡名義で登録され」ることになったのである。⁽⁴⁸⁾

高橋氏の推論は鋭い着眼を含み蒙を啓かれるところも多いけれども、やはり率直な疑問を禁じえない。まず戦後義家が失脚の憂き目を

見、虚しく奥羽を去っていったのはあくまで事件の結果なのであって、もしも彼が武衡・家衡追討の官符を獲得できたならば、源氏の棟梁權は北奥羽の在地社会を征圧し、清衡もまたその傀儡に成り下がっていたかもしれない。そうしたあまりにも重リスクを十分に承知しながら、戦後自らが清原氏の遺産をまるごと相続するための戦略として計算づくで義家に追従するなどということが、果たして清衡にできたであろうか。私にはそうではなく、家衡に妻子を皆殺しにされたことへの復讐心に駆り立てられ修羅と化していた彼の精神は、自分に寄り添ってくる義家の温顔の裏に見え隠れする狡猾な策謀に危機意識を覚えるほどの尋常な理性すら失っていたのではないかと思われる。また後に詳しく述べるように、合戦終結後の清衡は決して北奥羽一円の在地支配権を手中に収めてもいなかったし、そればかりか彼の拠つて立つ足場は非常にあやうききわどいものであった。まさに事實は「漁夫の利」どころではなかったのである。

なお、後三年合戦直後に清衡が奥羽の支配権を得たとする説はおそらく、戦後義家が清衡に命じて奥羽を鎮めしめたとする林鷲峰『続本朝通鑑』（寛文十一＝一六七〇年）の見解を嚆矢とする。源氏の末裔の系譜をもつ徳川将軍家への忌憚りから、この合戦の結果義家が失脚し勢力衰微した事実を糊塗隠蔽するための理屈として生み出されたこの説は、その後物語の脚色の甚だしい俗書である藤元元『前太平記』（元禄五＝一六九二年以前の成立）に引き継がれ、さらに佐久間義和『奥羽観蹟聞老志』（享保四＝一七一九年）、相原友直『平泉実記』（宝暦元＝一七五一年）、高平真藤『平泉志』（明治二＝一八八八年）など郷土史に大きな影響力をもった諸書によって踏襲されてきた。高橋氏の見解はこれらの幕藩体制内儒者的見解を、奥羽社会側の人である清衡中心に解釈し直したもののようにはみえなくもない。前九年・後三年合戦をめぐる通説の見解には、このように長い研究史の中で無批判のまま

踏襲されてきた誤謬がしばしば存することを私たちは銘記せねばなるまい。

それでは、後三年合戦終結後の清衡の足取りを具体的に跡づけてみたい。すでに触れたように、実際には合戦直後の彼の政治的立場はきわめて不安定なあやういものであり、平泉開府に至るまでの道程は相当地に険しいものであったと推察されるのである。

まず後三年合戦後の清衡は、それまで安倍・清原両氏によって事実上世襲されてきたところの奥六郡主の座を占めることすらできずにとみられる。奥六郡主とは奥六郡における事実上の在地支配権を中央国家より委任された者に対して与えられる公的な地位に他ならなかったのであるが、真衡の死後に義家が嫡子成衡を勝手に廢嫡したうえ、源氏の棟梁権を奥羽に樹立しようとする野心より国家政府の公認を得ぬままに奥六郡を清衡・家衡に分割相続させたことが原因となり、戦後奥六郡主の公権は事実上崩壊してしまっていた。おそらく義家の戦闘行為が朝廷より私戦と認定されざるをえなかった最大の理由も、そこにあつたのではないかと思われる。またそうした事情であるから、真衡の死後、奥羽現地の人に対して奥六郡の領主権が公認された事實は一切なく、勿論清衡が戦後直ちにその地位に就けたはずもなかった。彼が戦後に北奥羽の在地支配権を掌中にしえたとの見方は全然正しくないと断じてよい。

そのうえ清衡には合戦の過程において、奥羽掠領を目論む義家によってまったく良いように練られていた事實があつた。奥羽の地にはなほだしい戦禍と荒廢をもたらした義家に合戦中べつたりと追従していた清衡に対して、朝廷の側が何らの警戒感をも抱くことがなかったとはいささか考えがたいのではなからうか。おそらくその後の清衡は、国家政府の貴族官僚や陸奥国司より多分に危険人物視されていたと推測される。

要するに、後三年合戦終結後の清衡は、愛する妻子や、家衡・武衡ら近い肉親・親族や、奥六郡主の一族としての政治的権威や、国家政府・陸奥国府より得ていた政治的信頼などありとあらゆるものを一時に喪失してしまったのであり、同族内での抗争に勝ち残ったとはいつても、その結果なにかの恩恵を蒙ることができた訳でもなかった。おそらく彼は茫然自失、深い悲しみに沈み、自責の念に苛まれる日々の中で、暫くはどうすることもできなかったのではなからうか。妻子を殺害された憎しみから復讐の鬼となり、義家による奥羽侵略の企みに内心感づいていながらも、私怨を晴らすためにそれすらをも恃みとし、他になにもを顧みなかった自らの所業があまりにも悲惨な結末を招いてしまったことに、彼の心はいったいどれだけ苦しめられたであろうか。

後年仏教信仰に深く傾倒し、平泉仏教文化の礎を築いたことで知られる清衡であるが、おそらくは彼が仏教というものに初めて強く心を動かされ、真の信心を生ずるきっかけを得たのは、まさにこの頃のことではなかったか。肉親・親族や数多くの無辜の人々の生命を奪った自らの深い罪業は、結局仏にすぎることによってしか贖えない。彼は仏に自らの魂の救済を求めたのであった。紀元前三世紀の昔、インドのマガダ国に君臨したマウリヤ王朝のアシローカ（阿育）王が、殺戮をきわめた前半生の後に仏教へ深く帰依したこととかなり似通っている点は、彼の内面における心の軌跡を考えるうえできわめて興味深い。彼が茫然自失の逆境から脱して漸く自分を取り戻すのに、いったいどれだけの長い月日が必要だったのかはわからない。その後どうにか立ち直りをみせた清衡はまず最初に、主流派・守旧派の二派閥に分かれ分裂・抗争を繰り返していた清原一門の融和・一体化を図るために懸命に尽力したとみられる。また彼はそのおりに平氏姓の女性と再婚しているのであるが、実はそのことじたいが同族内における関係修復

や派閥対立の解消をめざすうえで最も効果的な「政策」でもあった。清衡の後半生を嫡妻としてともに過ごした北方平氏の出自をめぐるでは、出羽国住人平国妙の近親とみる説⁵⁰、越後城氏の女性とみる説⁵¹、平直方の縁者とみる説⁵²、常陸国住人平清幹の娘とみる説などの諸説があるが、私見では彼女は武衡と血縁的にきわめて親近な海道平一族の女性であったと推察される。以下ではやや煩瑣になるが、その点に關して若干の論証を掲げておきたい。

村上源氏の源師時の日記『長秋記』の大治五年（一〇三〇）六月八日条には、清衡の死後にその長子の小館と次子の御曹子とが合戦におよび、御曹子が小館を殺害したという事件のことが書き留められている。すなわち御曹子が小館を「国館」（陸奥国府内の施設か）に攻めた際、小館はその攻撃に堪えられずに子供・従者合わせて二十余人で小舟に乗り込み越後国へ逃げようとしたところ、御曹子は追撃しつつ小館父子を捕らえ首を切ったといい、またそのことを都に報じたのは清衡の妻であったとも記されている。同書の同四年（一〇二九）八月二十一日条にも、清衡の死後その後継者の座をめぐる「基平」と「惟常」の二子が合戦したことがみえていて、その後二代目当主の座に就いたのは基常であったから、御曹子が基衡、敗死した小館がその兄の惟常であったことが知られる。なお惟常の名に關しては、『諸家系図纂』所収の「安藤系図」に「藤原清衡子惟平」と所見して、正しくは惟衡であった可能性が高いように思われる⁵³。

基衡による惟衡殺害を都へ訴え出た清衡の妻とはおそらく惟衡の生母とみられるが、惟衡の字の小館とは「小御館」の省略形と考えられ、次代に御館（＝奥州藤原氏当主）を継承することが予定されている嫡子の謂であると解されるから、その母である彼女こそが清衡嫡妻の北方平氏その人であったと推測してもよいであろう⁵⁴。

また惟衡は子供や従者とともに越後国へ逃れようとしたというが、

すでに第三節でも触れたように同国には越後城氏に嫁いだ武衡の娘がいた。あるいは惟衡の母である北方平氏もまた彼女と同じく武衡の娘であつて、惟衡は自分の母方の親族である越後城氏の許に身を寄せようとしたのではなからうか。武衡を父にもつ姉妹が媒介となつて、清衡の一家と越後城氏とが女系親族の縁で結びつけられていたと考えると、惟衡のとつた行動の意味がよくわかり、上手く辻褄が合うのである。

また海道平氏の本拠地内に位置するいわき市内郷には、平安末期に建立された国宝の願成寺阿弥陀堂（白水阿弥陀堂）がある。同寺の縁起では岩城則道の未亡人徳尼が建立したとされるが、「仁科岩城系図」〔系図綜覧〕第二〕のように徳尼を岩城成衡の妻とする所伝や「磐城系図」〔統群書類従〕第六輯上、巻第三百三十九〕のように磐城隆行の妻とする所伝もある。同様に徳尼の出自についても、奥州藤原三代秀衡の妹または娘、基衡の養女、清衡の嫡女または養女など様々な所伝があつて定まらない。しかし国宝の阿弥陀堂は構造や内陣装飾などが中尊寺金色堂と酷似していて、浄土庭園の様式も合わせてまさしく平泉仏教文化の直系に連なることが明瞭である。さらに奥州藤原氏時代の重要施設の遺構であると考えられる平泉町柳之御所遺跡から出土した折敷に「海道四郎殿」なる人名の墨書が見出されること³⁸をも併せ考えるならば、清衡を初代とする奥州藤原氏と海道平氏（磐城氏）とはまさに身内そのものといつてよいほどの親密な関係にあつたとみられる。そしてその淵源をなしたのが、清衡と北方平氏との婚姻であつたと考えられるのである。北方平氏が先に推察したとおり武衡の娘であつたと直ちに断言できないかもしれないが、やはり彼女の出自氏族が海道平氏であつた可能性が高いことは右に挙げた諸点からもある程度裏付けられるのではなからうか。とすればこの婚姻は、清原一門内における派閥抗争が歴史的和解の期を迎えたことの象徴であつたと

も解されるのである。

後三年合戦終結よりちようど四年後の寛治五年（一〇九一）十一月十五日、武衡・家衡らの命日にあたるこの日に清衡は、時の関白藤原師実に対して庇護を請うて馬二匹を進上しており、悲劇の最期を遂げた肉親・親族たちの霊前に深い祈りを捧げつつ、奥羽における眞の平和樹立のために行動を起こしたものと考えられる。またこの事実によつて、すでにその頃には奥羽における清原一門内での派閥対立がほぼ終息しつつあつたであろうことも一応推察される。なお清衡はこの時の貢馬にあたり、全政治生命を賭してしたためたとみられる解文二通と申文を文管に収め師実に呈上している。その内容については莊園の寄進状とか押領使補任の請願書とかこれまでも様々な推測がなされているが、私は彼が早期に奥六郡主の地位に就けることを熱望し、関白師実に対してそのための政治的支援を強く懇願したものでなかつたかと推測している。この時の貢馬は清衡にとつて中央政界への政治工作の重要な第一歩となり、またその後に撰閥家と誼を通わすきっかけをなした点でも非常に意義あるものであつたが、しかし奥六郡主権の公認への道はすぐには開かれなかつた。この問題は彼にとつて、その後なお十年もの長い間悲願であり続けるのである。

なお、永万元年（一一六五）六月の日付をもつ「神祇官諸社年貢注文」〔平安遺文〕古文书編第七卷、三三五八号〕には神祇官に年貢を貢進する諸国神社の中に陸奥国大高山社（柴田郡）と同荊田峯社（荊田郡）がみえ、ともに「大夫伯殿御時清衡申」請移文、「年貢金進。」との注が付されている。板橋源氏は、清衡が両社分の年貢金の代納を始めた時に神祇伯であつた「大夫伯殿」を花山源氏の祖康資王と推定し、その時期を康資王の没年である寛治四年（一〇九〇）よりも前のこととみている³⁹。この見解に従うならば、清衡は合戦終結後さほど経ない頃に、格式ある延喜式内社〔延喜式〕神名帳によれば、二社ともに名

神大社)の年貢金の代納を自ら買って出たことになる。それは自らの罪業の深さを自覚するが故の贖罪の心より出たものか、それとも神威を借りて人心の取攬と支持基盤の拡大を図ろうと目論んだのであったか。あるいは両方ともが、彼にとってはそれぞれ一面の真実であったのかもしれない。

さて、関白師実には貢馬をおこなった半年余り後の寛治六年(一〇九二)六月、陸奥守藤原基家は清衡が何者かを相手に合戦におよびそうな気配であると朝廷へ報じ、そのことが陣定の議題に取り上げられることがあった。その頃清衡は、中央政界において自分が危険人物視されていることを十分に自覚していたであろうから、実際には決して軽々しく事を構えるようなことはなかったように推測される。しかしそうした物騒な風評が公卿の議定で取り上げられ、都の貴族の日記に書き留められるということじたいが、まさに当時彼が置かれていた政治的立場のあやうさ、きわどさをよく示している。

おりしもその頃、奥羽両国はかなり不穏な政治的情勢の下にあったようである。同七年(一〇九三)六月以前には、出羽国住人平師妙・師季父子らの一党が出羽守源信明の館を焼き財宝を強奪し、信明は山中に逃れ姿をくまらまってしまうという事件があり、あるいは清衡の一件とも何らかの関連があったのではないかと疑われる。ちなみに前九年合戦中盤の天喜五年(一〇五七)黄海合戦において源氏方について参戦したことが知られる散位平国妙という人物は、おそらく師妙の父か祖父であろう。国妙は『話記』によれば「平不負」と渾名され無敗を誇った出羽の猛者であったが、同合戦において武運拙く安倍氏軍に生け捕りにされた。しかし安倍氏方の客将であった清衡の父経清が彼の「外甥」であったために(国妙の姉妹が経清の母であったか)、命を助けられたという。あるいは、清衡と師季とはマタイトコ同士であったろうか。

義家の次弟義綱(義光の兄)が出羽守を襲撃した犯人の追討を命じられ、寛治七年十月に陸奥守となり、翌嘉保元年(一〇九四)になって下向した。だが事件はあっけなく幕切れとなる。現地の実情を調査するため先に入羽入りしていた義綱の郎等の藤別当という人物が、主君が到着するよりも前に師妙父子の首を取ってしまい、一味の者たちもみな降伏してしまっただけである。あるいは義綱の下向を前に犯人グループの中で内輪揉めが起き、師妙父子は殺され事件の首謀者に仕立て上げられてしまったのかもしれない。

なおこの事件の背景には、出羽国内における国衙勢力と在地土豪勢力との間の熾烈な所領争いが伏在していたとみられる。ちょうど同じ頃、撰関家領出羽国小田島荘の租税免除をめぐる、関白師実と出羽守信明との間で争論が発生し訴訟におよんでいた。師妙父子らは、新立荘園の整理などの名目で国衙領の拡大を図ろうとする信明に対して、撰関家領荘園の現地管理機関なども提携しつつ自らの所領を實力で守るために蹶起し、国衙勢力との対立・抗争に至ったものではなからうか。

清衡もまた、遠縁の親族である師妙父子とよく似た立場にあったのではないかと推測される。彼はすでに寛治五年に貢馬によって撰関家に臣従する姿勢を示しており、後には奥羽両国の撰関家領荘園の現地管理者的な役割をも担うようになることが知られている。小田島荘をめぐる争論の例をみるならば、その頃すでに撰関家寄りの政治的立場に身を置くようになっていた清衡は、国衙勢力との間に衝突を起こしやすい状況にあったのではないかと考えられるのである。

やや後のことであるが、長治二年(一一〇五)十二月より天仁元年(一一〇八)十月まで陸奥出羽按察使を兼ねた大納言源俊明はある時清衡より造仏料として砂金を贈られたが、ただちにそれを突き返し、その際「清衡令_レ押_二領王地_一。只今可_二謀反_一者也。其トキハ可_レ遣_二追

討使之由可_レ定申_レ也。仍不_レ可_レ請_レ之。」と人に語ったという。⁶⁷ それもまた、後三年合戦後における清衡の政治的立場のあやうさを窺わせる一逸話であるといえよう。

六 三人の陸奥守 — 源有宗・藤原実宗・藤原基頼 —

後三年合戦後の清衡にとつて、奥六郡主権の公認を獲得することこそが最大の悲願であったことは前節で述べた。彼のその願いは十一世紀最終末から十二世紀初頭にかけての頃、三人の陸奥守を介して政治的交渉の進展によつて次第に実現への道が開かれていった。本節ではそうした過程についてみていきたいが、その前に奥六郡主という肩書で呼ばれる奥六郡領主権の前九年合戦後における歴史的推移について少しく説明しておく必要がある。

すでに第三節で述べたように、前九年合戦後に清原武則が安倍氏の後継として奥六郡主を継承し、それによつて武則流清原氏は出羽の嫡流より分かれて奥六郡主清原氏として独立を果たした。すなわち本家嫡流が出羽山北清原氏、武則流が奥六郡主清原氏として、清原氏両流相俟つて国家政府の委任の下に北奥羽の統治にあたつたのである。しかしながら、延久二年合戦の戦功によつて武則の養子貞衡が同三年（一〇七二）鎮守府將軍任官の榮譽に浴し、武則流が父子二代にわたる鎮守府將軍累任を成し遂げると、その威勢は出羽山北主の嫡家を大きく凌駕するようになる。そして清原一門の頂点に君臨した貞衡の下で武則流への権力集中が急速に推進されていき、だいたい承保（一〇七四—七七）・承暦（一〇七七—七八）の頃に本家光頼流は完全に没落し、また武則流の奥六郡主清原氏は二代にわたる国家への貢献を根柢に中央政界からの支援も得て、先祖相伝の地である山北三郡（雄勝・平鹿・

山本の三郡）をも自らの支配圏の下に併合したものと推察される。その後奥羽にまたがる広大な領域の在地支配権を掌握する新たな奥六郡主の座には真衡が就き、飛躍的に強化された政治的権能を武器に奥羽両国の在地領主を主従制下に編制し、部内で強権を振るうようになる。『後三年記』の記述中に本家光頼流に出自をもつ人物が一人も確認できないのは、およそ以上のような事情を背景としていたからであると考えられる。⁶⁸

右にみたように、真衡の代を最後に機能停止状態に陥っていた奥六郡主権とは奥六郡・山北三郡の両方を固有の権力基盤としていたのである。その名のとおり奥六郡領主権のみしか有していなかった安倍氏時代のそれとは歴史的段階を異にするものであった。清衡が後に獲得するそれももちろん奥六郡・山北三郡を併せて支配下に置くものであり、この国家による奥羽支配の要となるきわめて重要な公権が後三年合戦後に崩壊させられてしまった事態の深刻さをあらためて深く認識せざるをえない。奥六郡主の不在にとりまぬデメリットとは、第一に奥羽両国や北方の諸産物の安定的な収取に大きく支障をきたすこと、第二に鎮守府・秋田城在庁勢力以下の奥羽北部の在地領主Ⅱ兵の統率体制が著しく脆弱になること、第三に奥六郡主の権威の下に収攬されてきた民心を動揺させ社会不安を招くことなどであり、いずれもきわめて深刻な危機的状況を意味するといつてよい。後三年合戦後に陸奥国内の戦後復興を命じられ陸奥守として下向した受領貴族たちは、そうした国土荒廢の惨状を前に嘆息を禁じえなかつたことであろう。受領の身に奥六郡主の代役まで勤められる訳がない。かといつて、清原嫡流で唯一生き残つた清衡は義家とともに奥羽に荒廢をもたらした張本であるから公然と登用するなどできるはずもなく、また他にこれといった適任者もない状況であつたのである。

それでは、以下では藤原基家以降の陸奥守について、在任時の事績

と清衡との政治的関係の二点を中心に考察をおこなってみたい。

出羽国で叛逆者追討の軍事活動をおこなった陸奥守源義綱は、奥羽に対する野心が警戒されたためか僅か一年余で美濃守に転出させられ、嘉保二年（一〇九五）正月には村上源氏の源有宗が陸奥守となった。有宗の一族は多く受領となっているが、山門（比叡山延暦寺）・寺門（長等山園城寺）の僧綱や学者などの文化人も少なからず輩出しており、学問的な一族であった。中でもとくに注目されるのは、彼の子息有元が当代一の学者として著名な大江匡房の養子となり文章博士に任じられていることである（『尊卑分脈』）。

匡房といえば、清衡が成立に深く関与したとみられる『後三年記』に、若き日の匡房が源義家に兵法を指南したことを伝える逸話が記されていたことが想起される。ここでは、義家が宇治平等院で藤原頼通に前九年の合戦譚を語ったおりに、匡房が「器量はよき武士の、合戦の道をしらぬよ。」と独り言を洩らしたのを聞きつけた義家の郎等が、「わか主ほととの兵をけやけき事いふ翁かな。」と思い、その旨を主君に報じたところ、義家は「さる事もあるらむ。」と納得し、自ら進んで匡房の許へ指南を請いに出向いたとされている。まだ頼通が存命中のことであるから承保元年（一〇七四）以前の出来事であったと考えられるが、長久二年（一〇四一）生まれの匡房は最も遅くても三十四歳の若さであり、とても「翁」と称されるような年齢ではない。おそらく匡房のことを「翁」のイメージによって認識していたのは義家の郎等ではなくて、『後三年記』原本の物語作成を監修した晩年の清衡その人であったろう。清衡が匡房と長く交誼を通わせているうちに、いつしか匡房のことを「翁」とするイメージが彼の意識の中に定着していったのではなからうか。

そして有宗と匡房との間のただならぬ親密な関係に着目するならば、有宗の陸奥守在任期のあたりに清衡と匡房とが邂逅に導かれたと

いう可能性も決して低いとはいえない。その頃匡房はだいたい五十歳代後半くらいの年齢であったことになり、匡房を「翁」とする後年の清衡側のイメージともそれほど抵触しない。それにしても、『後三年記』中で匡房が「翁」と称されている事実は、彼がそう呼ばれるに相応しい老成した風貌の持ち主であったことを清衡が見知っていた可能性を思わせる。果たして二人の関係は単なる書面だけの付き合いに過ぎなかったのかどうか。その点は後述する清衡の在京をめぐる問題とも関連してこよう。

ところで匡房は、有宗の陸奥守在任期間と一部重なる承德元年（一〇九七）より康和四年（一一〇二）まで大宰権帥の任にあり、清衡ら陸奥国内の在地勢力より有宗を介して陸奥の金が大宰府へ送られ、そこで匡房によって朝鮮半島・中国大陸との交易の支払い手段に使用されたという可能性も少なからずあるように推察される。

また『中右記』の記すところによれば、清衡が陸奥国内で私領として保を立て始めたのも有宗が陸奥守在任中の頃からのことであったという。どうやら有宗は清衡に対して多分に友好的な態度で接していたと推測され、この国守の代より彼の政治的立場は次第に安定の方向へ向かっていったように考えられる。なお有宗在任中の永長元年（一〇九六）頃、陸奥国衙の館が焼亡し公文書の一部が焼失することがあった。先の出羽の例と同様の国衙襲撃事件であった可能性もあると思われるが、詳細はわからない。

有宗の次の陸奥守は醍醐源氏の源国俊であった。だが彼は承德二年（一〇九八）八月に任じられるも、赴任を果たさぬまま翌康和元年（一〇九九）三月に死去してしまう。彼は有能な受領として聞こえていたらしく、しかも彼の兄弟には白河上皇の側近俊明や天台座主となった園城寺の覚猷がおり、天皇家中枢と深く関わっていた。俊明は前に紹介したように清衡のことを叛逆者呼ばわりした逸話が残る人物であ

り、もしも国俊が陸奥守として赴任していたならば、あるいは陸奥国におけるその後の政局の展開は清衡にとってかなり厳しいものとなっていたかもしれない。

また国俊が陸奥守に任じられた承徳二年は、後三年合戦後に失脚した前陸奥守源義家が中央政界で復権を果たし、院の昇殿を許された年でもあった。⁽⁷⁹⁾ また同年八月には平安京内の陸奥守有宗の邸宅が焼亡しており、清衡と手を結んだ有宗に対する義家やその周辺勢力によるテロルであった可能性が疑われなくもない。

国俊に替わり陸奥守に任じられたのは、北家実頼流で『小右記』筆者として知られる右大臣藤原（小野宮）実資の曾孫実宗であった。康和元年（一〇九九）九月のことである。⁽⁸⁰⁾ 彼はその三ヶ月後には鎮守府將軍を兼官し、以後は陸奥守が鎮守府將軍を兼ねるのが常態となる。

実宗は前司有宗の政策を継承し、国内の在地勢力との間に協調的な関係を築いていったらしく、康和三年（一一〇一）には陸奥国交易御馬を進上しており、同五年（一一〇三）にはそれまで久しく絶えていた謙の貢進を復活させている。⁽⁸¹⁾ それらの事実は、彼の代に同国の復興と貢賦の安定化がかなりの程度まで達成しえたことを物語るものである。また実宗に始まる陸奥守・鎮守府將軍兼任の体制は、国家政府が清衡ら陸奥国北部の在地勢力の政治的・経済的実力を積極的に組織し直すことで、国土北方に対する支配の再構築を図ろうとする強い意欲の現れに他ならなかったであろう。それゆえ実宗が、すでに北奥羽に堅固な勢力を築き上げていた清衡を重く用いたであろうことは想像に難くない。実宗の陸奥守在任中に清衡が遂に奥六郡主の座に到達できたとはいいささか考えにくいけれども、少なくともその悲願の實現に結びつくような様々な功労を国守実宗の下で積んだとみてよいであろう。

ところで、『中右記』嘉保元年（一〇九四）五月四日条には「兵衛尉

清衡」なる人名がみえている。この人の姓は平氏であつたらしく、同書の承徳元年（一〇九七）正月三十日条によれば、「平清衡」は同日左衛門権少尉に任じられている。藤原清衡とはまったくの別人とみる意見もあるが、佐々木博康氏によればその前後の時期において清衡の他に「キヨヒラ」なる名の人物が存在したことは史料上確認できず、これらも他ならぬ清衡本人のことである可能性が高いとされる。⁽⁸²⁾ 私もまた、佐々木氏の説くところに強く惹かれるものである。

前節で述べたように、寛治六年に清衡は国内で合戦を企てているとの嫌疑をかけられ、時の陸奥守基家によって朝廷へ通報されており、また翌同七年十月には義家の弟義綱が陸奥守に任じられた。父・兄と同様に奥羽掠領の宿念を抱いているであろう義綱が陸奥守として下向してくれば、自分は必ずや反逆者の汚名を着せられ追討されるであろうと清衡が恐懼したとしても何ら不思議ではない。義綱が奥羽へ下向した嘉保元年より『中右記』に衛府武官の「清衡」が現れることはおそらくただの偶然ではなく、清衡自身が政情不安定であつた陸奥より脱出を図って平安京に至り、嫡妻北方平氏の平氏姓を称して中央政界における支援者探しや人脈づくりのために暫く在京・仕官していた可能性は決して低くはないと思う。なおこうした考えに批判的な研究者の多くは、問題の「清衡」が平姓であつて藤原姓でも清原姓でもないことに拘るが、既述のように当時の清衡は、義家とともに奥羽に戦禍と荒廃をもたらした張本の一人としてその名が知られていた可能性が高いのであり、その頃は本名で在京生活を送ることは到底不可能に近かつたのではなからうか。

そこでもしも清衡が寛治七年か嘉保元年頃より在京していたとすれば、その後に有宗や実宗といった陸奥国内の在地勢力に対して協調的な姿勢をとる人物が陸奥守に任じられた人事そのものが、彼が都において手懸けた政治工作の成果でもあつたと考えられなくもない。また

先にも言及したように大江匡房の知遇を受けることができたのも、やはりその間のことではなかったかと想定できよう。さらに彼が、平泉の仏教思想や造寺・造仏に関するノウハウなどの諸情報を一体どのようなルートによって入手したのかがしばしば問題にされるけれども、もしも通説どおりに彼が後三年合戦後に一步も陸奥国の外に出たことがなかったとするならば、十二世紀初頭に彼が院政期仏教文化の粋をさらに昇華させたかのようなきわめて完成度の高い造寺・造仏事業を成し遂げた事実、最早驚異を超え深い疑問となつて私たちに重くのしかかってくるのである。やはりそれはあまりにも非現実的な想定なのではなからうか。私は、清衡が寛治七年か嘉保元年より四、五年間ほどの間在京生活を送つた事実があつたのではないかと考える。そしてその間の彼の京での活動は、その後の平泉仏教文化の成り立ちとも深く関わる重要な意味をも有していたとみるべきであろう。

さて、康和五年十月、陸奥守実宗は任半ばで都にて病死した。同年十一月、後任として北家頼宗流の藤原基頼が陸奥守に任じられ、次いで翌長治元年(一一〇四)五月には鎮守府將軍を兼ねた。基頼の父は右大臣俊家であり、兄弟姉妹には権大納言宗俊(『中右記』の筆者宗忠の父)、参議師兼、「和漢秀才」と賞された基俊、権大納言宗通、天台座主寛慶、関白師通室全子(忠実の母)がおり、まさに文人名族の家の出であつたが、基頼はひとり昇殿を辞退し、受領の道を選び、武芸を好むなど一家の変わり種的存在であつた。彼は時の関白師通の嫡子忠実の伯父でもあり、その忠実は長治二年(一一〇五)十二月に堀河天皇の関白となる。以前より撰関家に臣従の態度を示し庇護を求めた清衡にとつて、彼がきわめて望ましい理想的な国守であつたことは最早いうまでもなからう。まさしく清衡と陸奥守基頼とは、この時期に蜜月的な協調関係にあつたとみてよいであろう。

基頼の陸奥守在任期間は二期八年余もの長さにおよんだようで、その間清衡の活動もたびたび史上に現れている。関白(撰政)忠実への貢馬は四回、また堀河天皇の里内裏であつた高陽院での馬場始において清衡が貢進した馬が用いられたり、中央官人である小槻良俊に文筆の仕事依頼したりと、彼がこの時期に中央政権との結びつきを急速に強めていったことが窺えるのである。とくに撰関家とのさらなる親密化は、おそらくこの時期に彼が奥羽両国の撰関家領莊園と一層深く結びつき、それらの現地管理者的存在へと転身を遂げたことをも思わせる。やや後のことになるが、『中右記』保安元年(一一二〇)六月十七日条によれば、日記の記主である藤原宗忠が領有する越後国小泉莊の前定使の兼元丸なる人物が清衡の所有する金・馬・檀紙を盗んだことを、関白忠実の御厩舎人の兼友と清衡の使者の二人が宗忠の許に訴え出て、検非違使庁が兼元丸を捕らえ勘問をおこなつたことが知られる。右の事実は十二世紀前期に清衡が撰関家領莊園における年貢進上などの管理業務に奔走していたことを示すものとして考えられている。彼がそうした任務に携わるようになったのはやはりおそらく基頼の陸奥守在任中からのことであろう。すなわち基頼が陸奥守の任にあつた八年余が、清衡にとつて関白(撰政)忠実をはじめとする中央政界要人の支援の下に奥羽両国内で飛躍的に勢力を伸張させていく絶好の機会であつたことはまず間違いないとみてよい。

そしておそらくは、清衡がついに長年の宿願であつた奥六郡主の地位を手中にしたのも、やはり基頼の陸奥守在任期のことであつたのではなからうか。すなわちすでに鎮守府政の実質的領導者としての座を揺るぎないものとしていた清衡の政治的地位が、国家政府側の公認の下に、清原真衡以来の奥六郡主権Ⅱ奥六郡・山北三郡領主権の復活というかたちで、漸くここに体制的安定をみるに至つたものと理解されるのである。さらに推測を重ねるならば、清衡が継父武貞の清原姓や

妻の平姓と決別し、実父経清の藤原姓に復したのもやはりこの頃のことであったのではなからうか。

ところで、『尊卑分脈』の基頼伝には、「達武略」、討出羽常陸并北国凶賊、蒙將軍宣旨」との注目すべき文章がみられる。基頼が本当に出羽・常陸や北国（陸奥国北部よりエゾガ島「北海道」にかけての地を指すか）で凶賊征討の軍事行動をおこなったのかは大いに疑問の残るところであるが、あるいは彼に、文人名族の出身であるにも拘わらず奥羽において大いに武威を誇示するような振る舞いがあり（文中に常陸が拳がっているのは、彼の母が常陸介源為弘の娘であったことに引き摺られたものか）、そのことによって両国の勇猛な兵らがこの「武人」国守の威勢に心服し臣従したというような、彼の武勇を示す何らかの逸話がそこに反映しているのかもしれない。

基頼がそうした武人的な陸奥守兼鎮守府將軍であったとすれば、同じ『尊卑分脈』の中で清衡が「陸奥国押領使」とされていることについても一つの解釈が成り立つように思われる。この押領使とは群盗・凶賊を追捕するために諸国に置かれた武官であるいわゆる国押領使であり、すなわち清衡が帯びた陸奥国押領使とはそもそも、「武人」受領たる陸奥守兼鎮守府將軍基頼の権力を陸奥国内において軍事面より輔翼するための官職として設置されたものであったのではなからうか。ここに清衡は、奥六郡主と陸奥国押領使という二つの公権を兼備するに至ったと考えられる。そしてこの二つの公権こそは、まさに彼によって創始された最初期の平泉政権を支える権力的基礎に他ならなかったのである。

七 平泉開府

周知のように『吾妻鏡』文治五年（一一八九）九月二十三日条には、「清衡、継父武貞号荒河太郎。鎮守去後、伝領奥六郡。伊澤・和賀・岩手。去康保年中、移江刺郡豊田館於岩井郡平泉、為宿館、歴三年卒去。」と所見し、清衡が「康保年中」に江刺郡豊田館より磐井郡平泉へと自らの宿館を移したことが、またその時点より奥州藤原氏の治世が始まったことを伝えている。康保年間（九六四―九六八）は彼が生まれるより約九十年も前であるから、元々原本には「嘉保」（一〇九四―一九六）か「康和」（一〇九九―一一〇四）とあったものが誤写されたのではないかとこれまで一般に考えられてきた。概ね穏当な考え方のようであるけれども、幾分気にかかるところもある。というのは、この文章は奥州藤原氏を攻め滅ぼした源頼朝が三代秀衡の建立した無量光院を訪れた際に、藤原氏の文筆官僚であった豊前介清原実俊が頼朝に語った話とされるものの一部分であるが、その話では奥州藤原氏の治世が清衡三十三年、基衡三十三年、秀衡三十三年の三代九十九年間にわたって存続してきたと説かれている。ところが秀衡の没年の文治三年（一一八七）より九十九年遡れば寛治三年（一一〇八九）となつてしまい、嘉保にも康和にも該当しない。奥羽両国の省帳・田文等公文の内容を諳んじていたといわれるほどに有能な実務官僚であった実俊が、本当にそのような怪しげな説明をしたのであろうか。なお試みに、奥六郡安倍氏が討たれた年である康平五年（一一〇六）より九十九年遡らせるとちょうど「康保年中」の初年＝康保元年（九六四）となる。頼朝による「奥州征伐」が囊祖頼義による安倍氏追討に徹底的に擬えるかたちでおこなわれたことはすでに明らかにされており、すると『吾妻鏡』原本の文字はやはり「康保」であって、この話は数字のマジックにこだわった同書編者の手になる創作なのではないかなどと疑えないこともないのである。

しかしながら、右に述べたところはやはり穿ち過ぎの臆測の感が強

く、前節でみたように康和年間には清衡とかなり良好な政治的關係にあったらしい実宗と基頼という二人の陸奥守がいるのであるから、やはり現時点では「康保」は「康和」の誤写によるものと解するのが最も穩当ではあろう。なお私には基頼の陸奥守在任期、具体的には長治元二年（一一〇四―一〇五）頃に清衡の宿館が豊田館より平泉へ移され、同時に平泉開府や関山丘陵での寺院造営に着手された可能性がわりあい高いように窺われるのであり、他方基頼が陸奥守となったのが康和年間の末であったことから、「吾妻鏡」原本では実際よりもやや遅らされて「康和年中」と記されたのではなかったかと推察される。

さて、中尊寺文書中の「建武元年（一一三三―一三四）八月中尊寺衆徒申状案」^①（以下「衆徒申状案」と略称）には、「堀河天皇御宇、長治二年二月十五日、出羽・陸奥両国大主藤原朝臣清衡造立最初院」^②。多宝並座。嘉承二年三月十五日、造立大長寿院^{本尊四丈阿弥陀、脇土九體丈六}、之処、奉皇帝之勅定^③。」と所見しており、基頼の陸奥守在任中の長治二年に文字通り最初の堂宇である最初院が、同じく嘉承二年（一一〇七）には大長寿院が造営されたことが述べられている。一方『吾妻鏡』文治五年九月十七日条に引かれている著名な「寺塔已下注文」では、中尊寺堂宇の造営について次のように記されている。

一、関山中尊寺事

寺塔四十余宇、禪房三百余宇也。

清衡管領六郡之最初草創之。先自白河関、至于外浜、廿余ヶ日行程也。其路一町別立笠率都婆、其面図絵金色阿弥陀像、計当国中心、於山頂上、立一基塔。又寺院中央有多宝寺。安置釈迦・多宝像於左右、其中間開関路、為旅人往還之道。次釈迦堂。安一百余體金容。即釈迦像也。次両界堂。両部諸尊、皆为木像、皆金色也。次二階大^{号大長寿院}堂。高五丈。本尊三丈九體、同次金色堂。上下四壁内殿皆金色也。堂内^{号三尊}。悉^{号悉}鏤^{号鏤}細^{号細}也。阿弥陀三尊、二天、六地藏、定朝造之。

こちらの史料によれば、まず清衡が奥六郡を管領した直後に、関山中尊寺の最初の堂宇である多宝寺を造営したように記されている。またその地は白河関から外浜まで二十余日の行程のちょうど真中、すなわち陸奥国の中心に位置し、その山頂に一基の塔を立て、そこに多宝寺の伽藍を造立して釈迦・多宝両如来像を左右に安置したという。この多宝寺は清衡が最初に建立した堂宇であり、かつ釈迦・多宝の二本尊を有していることからみて、「衆徒申状案」のいう最初院のことであると考えてよい。

ここでとりわけ注目されるのは、旅人が往還する「関路」が多宝寺の伽藍の中を通過していたように「寺塔已下注文」が記している点であろう。この「関路」とは、『話記』の康平五年合戦に関わる記述において、源氏・清原氏連合軍が衣川関（北上川本流に西方より注ぐ支流衣川の北岸に立地）の突破を試みた際に清原武貞率いる一陣の軍勢が進軍した経路として所見する「関道」と同じ路とみられ、東山道の延長路として陸奥国北部を南北に縦走する主要幹線道路であった（鎌倉時代以降には「奥大道」と呼称されるようになる）^④。

また、『吾妻鏡』文治五年九月二十七日条には、「西界於白河関、為三十余日行程、東據於外浜乎、又十余日。当其中央、遙開関門、名曰衣関。宛如函谷。左隣高山、右顧長途、南北同連峯嶺、産業亦兼海陸。」と所見しており、菅野成寛氏によれば、「寺塔已下注文」の多宝寺（最初院）の立地と同条に記された衣関の立地とがほとんど同様の表現で説明されているのは、十世紀初期頃に国家によって衣関が設置された場所に多宝寺が建てられたことを意味している^⑤とされる。もしそのように考えられるのであれば、清衡による多宝寺造営は単なる造寺事業であるにとどまらず、陸奥国押領使職にともなう基幹交通路の現地管理権を楨桿として展開された高度な政治的戦略の一環でもあったと捉えられることとなる。同時に、清衡が多

宝寺の塔を中心に白河関より外浜までの路に一町ごとに笠率都婆を立てたとする「寺塔已下注文」の記述もまた、彼のそうした戦略が空前のきわめてユニークな手法によって展開されていたことを窺わせるものである。

なお、多宝寺(最初院)の造営年については、「衆徒申状案」に長治二年と記され、康永二年(一三三三)の中尊寺梵鐘銘にも同年春に中尊寺が草創されたことが所見するので、長治二年であったと考えてよいと思われる。また「寺塔已下注文」において清衡が「管領六郡之最初」にこれを草創したように伝えられている点も、彼が奥六郡主権を獲得して間もなく関山丘陵上での寺院造営(後に一山全体の寺号として中尊寺の呼称が用いられるようになる)に着手したことを示しているものと考えられ、藤原基頼の陸奥守在任期に奥六郡主の地位を獲たとの前節で提示した推察が概ね正しいことを裏付けていよう。長治二年には清衡はちょうど齢五十歳を迎えており、彼の後半生を飾る中尊寺一山の造営・整備事業の出発点としてもそれなりに相応しい年齢であるように思われる。そしてその二年後の嘉承二年には、三丈の金色阿弥陀像を本尊、九体の丈六阿弥陀像を脇士とする巨大な二階大堂(大長寿院)が建立され、その後続々と諸堂宇の造営が関山丘陵上に展開されていくのである。

ここで視野を山麓の平泉都市域へと遷そう。岩手県平泉町柳之御所遺跡は、その詳細な性格は未だ十分には解明されていないが、平泉政権における重要な政治的機能をともなった施設の遺構であるとみられている。地元では古くから初代清衡・二代基衡の居館跡との伝承があったが、一九八八年に本格的な発掘調査が開始された後には三代秀衡期の政庁であった平泉館の遺構ではないかとみる説が有力となった。平泉館とは、「寺塔已下注文」中の「一、館事^{秀衡}」の項に、「金色堂^{秀衡}正^{秀衡}方、並^{秀衡}于無量光院之北、構^{秀衡}宿館^{秀衡}。」と所見する通り秀

衡代の宿館とされるものであり、また同じく『吾妻鏡』の文治五年九月十四日条には「奥州・羽州両国省帳田文已下文書」が平泉館炎上の際に焼失したともみえていて、秀衡・泰衡代に政庁として使用されていたことが推察される。柳之御所遺跡からは秀衡期のものとみられる遺物が数多く出土し、なおかつ「寺塔已下注文」が記すところの、金色堂の正(東)方、無量光院の北方との位置関係にもほぼ適うことが平泉館説のきわめて有力な根拠となったのであるが、但し『吾妻鏡』文治五年八月二十一日条・九月十四日条によれば平泉館の主要施設は炎上、焼失したように記されているにも拘わらず、遺構からは被災の痕跡が明らかではない点に弱点をもつ。さらに近年になって初代清衡期に遡るかわらけ等の遺物や建物跡が発見され、敷地周囲を圍繞する堀も十二世紀初頭より存在していた可能性が指摘されるようになるなど、一時は不動の定説の座を占めていた平泉館説も最近はやや勢いを削がれた感を禁じえない。

その柳之御所遺跡からは近年、平安京内裏で使用されていたものとよく類似する十二世紀前半期の大型の土高杯(考古学的な遺物名は柱状高台)が発見され、都風のきわめて格式の高い饗宴行事が初代清衡期にこの場所でおこなわれていた可能性が高まってきた。それら土高杯の使用主体については、北奥羽の現地支配者である清衡本人とみる向きが相変わらず根強いようであるが、あるいはそうではなくて、藤原基頼のような鎮守府將軍を兼官する陸奥守を主賓に迎えた公的な饗応において飲食を貢獻したおりに使用されたものであった可能性もまた捨て切れないのではなからうか。前述したように(第四節)、清原真衡は陸奥守源義家が赴任したおりに「三日厨」といわれる饗応儀礼をおこなっていた。但しその場所は陸奥国府であったらしいのであるが、さらに遡れば前九年合戦の頃鎮守府務を視るため奥六郡に下ってきた陸奥守源頼義に対して安倍頼時がやはり豪勢な饗応をおこなって

いる。真衡・頼時と同じく奥六郡主の任にあった清衡にもまた陸奥守を饗応する何らかの機会があったと考えるのが自然であり、しかも当時の陸奥守は奥六郡主清衡を直属の下僚とする鎮守府將軍を兼ねていたのであるから、府務を視に來た陸奥守に対する饗応儀礼が柳之御所遺跡の地で営まれたとしても一向に不思議ではなからう。とすれば、陸奥国政・鎮守府政と緊密に結ばれた公的性格を纏った饗宴・儀式が、すでに初代清衡の段階からこの場所でおこなわれていたであろうことが推測されるのであり、平泉開府とは単に清衡の宿館の移動のみを意味するのではなく、まさに陸奥国内における大きな政治変革をとまなう一大事件に他ならなかつたことが明らかであろう。あるいはそれは、陸奥国における公的政治中枢の一部機能が国府より平泉へ移転させられたと称しても決して過言ではないほどの事態であつたのかもしれない。

顧みれば、安倍・清原両氏ともに奥六郡主の座を占めたが、その地位にともなう本来の支配領域はあくまで奥六郡内に限られていた。安倍頼時の時代に衣川以南の磐井郡域に政治的支配の拠点が設置されたり、清原真衡が真衡の時代に清原氏相伝の地である山北三郡が支配領域の内に包摂されるなど、実質的な支配がその外側におよばされることはあつたけれども、それらはあくまで奥六郡支配権を中核とした支配領域の外延的拡大であつたに過ぎず、両氏の権力中枢そのものは決して奥六郡の外に飛び出すことはなかつた。ところが清衡のときに至つて、ついに権力中枢たる政権の本拠地が、奥六郡の領域を南に越えた磐井郡平泉に置かれることとなつたのである。

漸く奥六郡主の座に就くことに成功した清衡が、奥六郡域の外側の平泉に開府するというのは一見論理矛盾のようでもある。しかしそれは決して矛盾ではなく、むしろ新たな奥六郡主清衡の政治権力が鎮守府將軍をも兼ねる陸奥守のそれと緊密かつ協調的に結び合うものであ

り、中央国家の公的権威とも一体のものであることを、奥羽の在地社会对して誇示するためのパフォーマンスとしての意味が、平泉に開府するという行為にはともなつていたのではなからうか。換言するならば、安倍・清原両氏以来の伝統に連なる奥六郡主が、新たな時代の政治秩序に即応する進化した政治権力へと脱皮・成長したことを世に知らしめるために、敢えて奥六郡主本来の支配領域である奥六郡域を一步南へ踏み越えた平泉の地に新たな政治都市を建設すべきことが要請されたのである。

また、政治都市平泉が成立した史的背景に関しては、斉藤利男氏によつてたいへん興味深い仮説が提示されている。すなわち斉藤氏によれば、奥六郡の最南端にあたる衣川北岸地域は同川を挟んで平泉の対岸に位置するが、この地にはすでに安倍氏の時代から海・陸産の様々な物資が集積され取り引きされる「商業都市」が存在していたという。そして衣川南岸における新たな都市の建設は、商業地区である北岸の旧市街の再開発とも相俟つて、それまで衣川を境界として政治的に南北に分断されてきた二地域（陸奥国衙領と奥六郡）の統合を達成するための政治的拠点の創設に他ならなかつたとも指摘、新・旧両市街を併せて成る政治都市平泉は「境界都市」と称すべき独特な性格を有していたと明快に論じている。

衣川北岸に安倍氏の時代以来の「商業都市」が存在したとする点については少なくとも現時点ではかなり実証ではあるが、きわめて魅力に富む仮説であるといえよう。なお従来の通説的見解においては、衣川北岸の地には安倍氏時代に頼時やその子息・息女らの邸宅が立ち並ぶ一族の本拠地があつたとされ、また清原氏時代には真衡の居柵が存在したと考えられてきたが、いずれも信賴性のある根拠をともなつた推論とはいいがたく、私は安倍氏・清原氏時代ともに政権の本拠地は別の場所にあつたと考えている。とはいえ、斉藤氏が注目する

『吾妻鏡』文治五年九月二十七日条に衣川の地が「産業亦兼海陸」^ねたと所見する点から、安倍・清原氏時代よりこの地に重要な交易拠点としての機能があり、そのことが清衡による平泉建設において不可欠な基礎をなしていた可能性は大いにあるように思われる。なおここ最近、奥州市衣川区の衣川北岸一帯で発掘調査が進められており、遠からぬ将来に清衡による政治都市平泉建設の具体相が衣川北岸をも含めて解明されていくことを期待したい。

八 仏教文化

清衡が平泉に創設した政治権力の基本的属性の一つが南北奥羽の統合を達成するための地方支配機構であったとするならば、関山丘陵における寺院の造営においても同様に、その背後には、南北奥羽の政治的統一における最大の功績がまさに彼自身に属することを、法華経信仰や浄土教信仰などの仏教思想にもとづく壮大な演出の下に、広く世間に知らしめようとする清衡の政治戦略が伏在していたことを推察することができよう。奥州を縦走する官道を行きかう旅人たちの多くは、関山の山上で多宝寺（最初院）の堂宇の間に開かれた「関路」を通過し、周囲に立ち並ぶ数々の堂塔の威容を目の当たりにした時、大檀越清衡によっておこなわれたその超人的な功德に対して深い畏敬の念を抱いたことであろう。また「寺塔曰」下注文」にみえるところの、白河関より外浜までの二十余日の道程の一町毎に金色の阿弥陀如来を描いた笠率都婆を立てたとの所伝も、当時社寺参詣の路に卒塔婆が設置されていた例などが確認できることから、近年では歴史的事実として積極的に評価されるようになってきている。清衡が平泉を中心に展開した仏教文化政策の圧倒的なインパクトを感じざるをえない。

ところで、前節の冒頭でも引用した『吾妻鏡』文治五年九月二十三日条には前掲部分に続いて、「^奥兩國陸奥・有^二万余之村^一、毎^二村建^一伽藍^一寄^二附^一仏性燈油田^一矣。」とみえ、清衡が本拠を平泉に移した後に奥羽兩國の一万余の村ごとに「伽藍」を建て、仏性燈油田を寄進したことが記されている。前に掲げた「康保年中」云々の所伝と同様、清原実俊が頼朝に語ったとされる逸話である。かつてはこの所伝について、はなはだしい誇張によるもので清衡期の実態とはほど遠いものであるとして退けられることもあった。たしかに「万余之村」という表現には相当な誇張があるとみる他ない。しかしながら、清衡ただ一人の力によって奥羽兩國の村々に寺院が建てられたとはにわかには信じがたいものの、それら多くの村々では以前より仏教文化が相当程度普及しており、彼がそうした在来の仏教信仰を積極的に保護し、それなりの経済的援助を施すことよって自らの傘下に組織したという程度に読むのであれば、決して荒唐無稽の作り話とはならないであろう。また清衡は陸奥国押領使として群盗・凶賊を追捕し国内の治安を取り締まる任務を帯びており、それゆえ交通路である陸路や河川の管理にも職掌上深く関与していたとみられるから、白河関より外浜に至る幹線道路に笠率都婆を設置したり、奥羽両国内各地の村々の仏堂を補修し田を寄進するなどの事業を展開していくうえでの条件にもきわめて恵まれていたのであった。清衡の仏教政策には、陸奥国押領使としての職権を最大限に利用することによって推進されてきた一面があったことを見落としてはなるまい。

ここで、平泉以前の奥六郡地域の仏教文化について概観しておきたい。この地における古代仏教文化はおそらく鎮守府所在城柵であった胆沢城（奥州市水沢区）の政治的支配機能と深い関わりをもちながら在地社会に根付いていったものと考えられ、^⑧だいたい九世紀の中頃より本格的な造寺・造仏事業がおこなわれるようになったことが知られ

ている。

北上市国見山廃寺は、五間堂（後に七間堂へ建て替え）や阿弥陀堂らしき方三間堂など多数の礎石建物跡が検出されている大規模な平安時代の山林寺院跡であるが、その創建時期は九世紀中頃に遡ると考えられている。なお同廃寺は、安倍氏が奥六郡内に台頭してきたとみられる十世紀中頃より急激に発展したとみられ、平泉開府とはほぼ同時期の十二世紀初頭頃に衰退期を迎えているので、おそらく安倍・清原両氏による奥六郡支配の宗教的支柱としての役割を担った寺院であったと考えられる。

また同廃寺の西方、北上川本流の西岸では北上市上鬼柳Ⅲ遺跡、同岩崎台地遺跡群の二ヶ所で掘立柱建物の仏堂とみられる遺構が発見されており、前者は九世紀中葉―後半、後者は九世紀後半―十世紀前半頃の寺院跡と考えられる。さらに国見山廃寺と同じく北上市内の北上川東岸地域では、同廃寺の三キロメートル北に横町廃寺、五・五キロメートル北に白山廃寺、八・五キロメートル北に大竹廃寺が並び、大竹廃寺はだいたい十一世紀前半頃、白山・横町廃寺は同後半頃に造営されたと推定されている。いずれも伽藍のまとまりをなさない礎石建の本堂一棟のみの寺院であるが、中でも白山廃寺は東西約四〇メートル、南北約二二メートルもの巨大な規模をもち、いかにも特異な感を否めない。一方で、奥六郡最南部に立地する奥州市衣川区長者ヶ原廃寺とさらにその南方の磐井郡域に所在する一関市泥田廃寺は、大竹廃寺と同じく十一世紀前期頃に創建された寺院の遺構とみられるが、これら三廃寺の本堂は平面プランが相互に類似しているうえ、いずれも十一世紀後半期に焼失したまま再建されることなく廃絶している点には注意を惹かれる。

次に仏像に目を転じれば、奥六郡地域の平安仏の筆頭に挙げられるのが、貞観四年（八六二）十二月の造像銘をもつ奥州市水沢区黒石寺

の薬師如来坐像であることは言を俟たない。なお黒石寺をはじめ、勇壮な毘沙門天立像（十一世紀）を本尊とする北上市立花毘沙門堂（『万福寺』）、素朴な造形の十一面観音立像（十世紀）・薬師如来坐像（十一世紀）などを存する同市万蔵寺、いわゆる鈍彫の代表作として知られる兜跋毘沙門天立像（十一世紀）などを有する奥州市江刺区藤里毘沙門堂、そして奥羽一の巨大木像として著名な兜跋毘沙門天立像（十世紀前半）や優美な姿の伝吉祥天女立像（九世紀）、承德二年（一〇七八）十二月の造像銘をもつ伝阿弥陀如来立像などを伝存する花巻市東和町成島毘沙門堂といった平安仏を伝存する寺院の多くは、北上川本流の東側に所在する。先に紹介した国見山・大竹・白山・横町の四廃寺がいずれも北上川東岸に立地することと合わせて、奥六郡地域における平安期仏教文化の繁栄の中心が同川の東岸地域にあったことを窺わせる証左であるといえよう。

この地における平安期仏教文化が北上川東岸を中心に繁栄した事実には、おそらくは北上山地の山々にまつわる山岳信仰や、奥六郡地域に住む人々の他界観・祖霊信仰のありようなども深く関連するものであったのではないかと推測される。北上山地の山々の中には、里に住む人々の霊魂が死後帰っていくところと観念される霊山が多くあったのであろう。そういうえば、清衡が嫡妻北方平氏とともに前九年・後三年両合戦で命を落とした冤霊の冥福を祈願しつつ紺紙金銀字交書一切経の書写をおこなった場所として知られているのも、やはり北上川東岸の江刺郡益沢院（奥州市江刺区）であった。

それでは、清衡によって創始された平泉仏教文化とそれ以前の奥六郡地域の在来仏教文化との関係はいかなるものであったのか。平泉以前の仏教文化が一般的に地方色豊かで素朴、かつ土俗的な匂いを強くもっていたことは多くの仏像の造形をみれば一目瞭然であるが、一方の平泉仏教文化は平安末期という時代における最先端の様相を示すも

ので、きわめて豪奢でかつ高い完成度を誇るだけでなく、あたかも都よりそのまま移植したかのような都風そのものの特徴を顕著に有しているのであって、両者の間にはまさに断絶と称しても過言ではないほどの大きな落差が存在するといわざるをえない。また先にも触れたように、奥六郡主安倍氏・同清原氏による奥六郡支配をイデオロギー面で補完する役割を果たしていたとみられる国見山廃寺は平泉開府（関山丘陵での寺院造営開始）の頃に突然衰退しているものであり、長者ヶ原・泥田・大竹・白山の四廃寺もそれ以前に相次いで廃絶し、さらにその頃より北上川東岸において造仏活動がおこなわれなくなるとみられることも、平泉以前と以後との間に仏教文化面における大きな断絶が存在したことを暗示しているように思われる。

以上の考察をもとに、あらためて清衡の仏教政策の位置付けについて考え直してみたい。おそらく彼は平泉の地に新たな仏教文化を構築するにあたり、在来の仏教信仰を積極的にその傘下に包摂・再編しようとする目論んだものと推察される。ただしその際に彼は、国見山廃寺をはじめとする安倍・清原氏時代に宗教的支柱の役割を果たした主要寺院を廃し、同時に北上川東岸地域における造寺・造仏活動に対しても抑制をおこなったとみられるけれども、しかしながらそれらはいくまかで新都平泉に最高位の宗教的機能を集中させるために必要な措置としておこなわれたに過ぎないのであって、平泉開府後も自家の菩提寺である益沢院を残し写経活動の拠点として利用したことからも明らかかなように、北上川東岸地域が伝統的に有していた宗教的聖地としての役割はその後も温存させることを意図したものとみられる。そして彼はそうした基盤整備のための諸事業をおこなったうえで、奥州を南北に縦走する官道を擁する平泉の地に最高位の宗教的権威性を誇る最先端の仏教文化を築き上げることによって、奥羽在来の伝統的・土俗的な仏教信仰をその下部に組み入れ、それらの影響下にあった幾多の人々

の信仰心を平泉に強く惹きつけようとしたのであった。

清衡のそのような仏教政策は、もちろんのこと彼が奥羽を政治的に支配していくための政治的戦略としての一面を色濃くもつものであったが、他面ではやはりこれまでにもしばしば指摘されてきたように、前九年・後三年両合戦の惨禍を被った奥羽両国に平和な仏国土を建設したいという、苦渋に満ちた人生経験をもつ清衡ならではの切なる願いに根ざしたものであったとも考えうる。平泉を通る官道はそれじたいが前九年合戦（康平五年合戦）において幾多の無辜なる生命が失われた古戦場でもあったのであり、関山丘陵上に造営された寺院や仏像はそのまま奥羽の平和を祈念するモニュメントとしての意味をも有したのである。そしてこうした彼の営みによって、平泉は北奥羽における政治の中心であるにとどまらず、精神的な中心としても広く認識されていくこととなった。

なお最近蒼田慶信氏は、平泉の仏教文化についてきわめて注目すべき提言をおこなっている。すなわち関山丘陵における寺院造営は、前九年・後三年合戦の忌まわしい戦禍を記憶する民衆たちの平和への希求の思いを汲み上げた清衡（彼自身も強烈な戦争体験を有する）によって、前九年合戦の激戦地の真中に位置した平泉の地に聖なる仏国土を建設しようとする意図の下におこなわれた。そしてその宗教理念は王権擁護や神国思想を根幹とする京都の顕密主義とは一線を画するもので、法華経の教えにもとづく一仏乘（衆生の絶対平等）の恒久平和な常寂光土を奥羽の地に具現化しようとするものであった。また奥羽各地の村々に「伽藍」を建てたとの所伝も、法華経（法華経）從地涌出品（じゅうじゆつしゅひん）にみえるところの、娑婆世界の下の虚空に住んでいた菩薩が大地を割って湧出し苦難をともないながら娑婆世界に法華経を弘通させていくとの経説と深い関連をもつものとみられ、村々に住む民衆たちを菩薩に擬え、彼らの生活世界に法華経を弘通させることで奥羽を絶対平等の仏国土

たらしめようとする構想を清衡が抱いていたことを示すものであるという。¹¹⁵

右の誉田氏の見解は、ともすれば都の仏教文化の忠実なコピーに過ぎず独創性に乏しいとみられがちであった平泉仏教文化の中に中央のものとは異質な独自の宗教理念が存在したことを説くものであり、その所論はきわめて斬新かつ魅力的である。清衡によって構想された仏教政策が単なる都風の豪華な物質文化の模倣にとどまるものではなく、逆に敢えて中央とは色調を異にする宗教理念の下に奥羽を染め上げることを意図する側面をも有していた可能性は、私にもかなり蓋然性が高いことのように思われる。もとよりそれは、院政期国家内で独自の政治的地歩を占めようとする彼の政治家としての戦略とも深く関わるものであったと思われるが、やはりそこでめざされた恒久平和な仏国土建設という理想は、彼自身の辛苦に塗れた戦争体験に根ざした切実な願望を出発点としていたものであったと考えたい。

本来中尊寺経藏に全巻が収められていた金銀字交書一切経（もと五三〇〇余巻より成ったが現存するのは四六〇〇余巻）は、清衡・北方平氏夫妻の許で永久五年（一一一七）より天治元年（一一二四）までの八年間にわたって書写されたものと考えられている。¹¹⁶すなわち彼が六十歳を過ぎた頃には、平泉における政治都市建設や造寺・造仏事業も順調に軌道に乗り、精神面における余裕も生じてきたらしく、江刺郡益沢院を中心拠点とし、夫婦相並んで精力的な写経活動を展開していたことが窺える。現在も第一級の美術品として名高く華麗なことのうえないこれらの経巻は、当代一の権勢を保持していた白河院とそ一家に奉獻することを目的として書写されたものではあったが、同時に冤霊を鎮め奥羽の平和を維持・発展させるために深い祈りを捧げようとする清衡の厳肅な精神的営みの所産でもあったと推察することもまた許されよう。

九 晩年期

金銀字交書一切経の書写事業が完了した天治元年には金色堂が上棟されている。¹¹⁷周知のように金色堂には奥州藤原氏三代の当主の遺体（首のみの泰衡の遺体を数えれば四代）が収められ、葬堂ないし墓堂のような様相を呈しているが、それが造営当初からの意図にもとづくものであったかはよくわからない。だがこの他に類をみない荘厳をきわめた皆金色の阿弥陀堂が、建立者である清衡の極楽往生への懇切なる悲願をそのまま造形に顕したものであったろうことはまず疑いない。

大治元年（一一二六）、清衡は三間四面檜皮葺の釈迦堂や三基の三重塔、金銀字交書一切経を収めた二階瓦葺経藏などより成る伽藍一区を造営し、時の治天の君であった白河院に奉獻した。その伽藍の落慶供養のために書かれた「中尊寺供養願文」の写本が二通現存しており、その内容から伽藍の具体的な有様や清衡による建立の意図などを窺うことができる。なお「願文」に記された伽藍が所在した場所については、毛越寺の地とする説（第一次毛越寺説）¹¹⁸と中尊寺境内金色堂東南方の大池跡周辺とする説とがあり、未だ論争に決着がつかない状況にあるが、現在ではどちらかといえば後者の説の方がより有力になってきているように思われる。

ちなみに「願文」を起草したのは清衡本人ではなく、その一写本である北畠顕家本（延元元二一三三六年書写）の奥書の記すところによれば、王家の儒者として知られた藤原敦光であったらしい。たいへん興味深いことに、敦光の父は、現在『話記』の作者である可能性が最も高い人物として注目を浴びている藤原明衡であり、もし本当にその通りであったとすればきわめて奇縁なる巡り合わせであるといえよ

う。また同じく顕家本奥書によれば、白河院の近臣で能書家でもあった藤原朝隆が敦光の草した原文を清書したとされ、もうひとつの写本である藤原輔方本(嘉曆四〇一三二九年書写)の端書によれば、伽藍の落成式典に勅使として参列したのが、朝隆の兄で「夜の関白」の異名をとった白河院の近臣藤原朝隆であったとされている。時の政界の実力者である朝隆が本当に勅使として平泉に下向したとはにわかに信じがたいけれども、彼がこの式典の実施に在京顧問のような立場で関与していた可能性は決して低くはないように思われる。とすれば、まさに白河院政の要人たちが、清衡の建立になる伽藍の落慶供養にあたり様々なかたちで協力し彩りを添えていたことになる。

「願文」の壮麗かつ端正な文章の中で読む人に最も深い印象を与えるのは、やはり何といつても次に掲げる部分ではなからうか。

二階鐘樓一字

懸_三鈞_三洪鐘一口。

右、一音所_レ覃_レ千界不_レ限。拔苦與樂、普皆平等。官軍夷虜之死事、古來幾多。毛羽鱗介之受_レ屠、過現無量。精魂皆去、他方之界、朽骨猶為_三此土之塵_一、每_三鐘聲之動_レ地、令_三冤靈導_レ淨刹_一矣。

「官軍」「夷虜」の別なく、すなわち敵味方に問わず全く全ての戦没者の靈魂に対して、普く哀悼し冥福を祈念しようとする精神の境地がここに窺える。この世に生を享けて後長く非情な運命に翻弄され続けてきた清衡、あまりにも深い苦悩に満ちた前半生を生きぬくことを強いられてきた彼だからこそ至り着いたところの、切なる平和への憧憬の心をそこに看取ることができよう。繰り返しになるが、中尊寺造営に代表される清衡の仏教文化面での活動は、南北奥羽の統一における最大の功労者を自認する彼の政治的意志の表出としての側面をもっているけれども、同時にそれらは過去の戦乱の中で命を落としていった幾多の冤靈に対して彼が捧げた慰霊の営みとしての側面をも有して

いたのである。

なお、彼による慰霊の祈りに関連して、ここで『後三年記』の原本が晩年期の清衡の下で作成されたとする野中哲照氏の説について紹介しておきたい。野中氏は、『後三年記』(≡東京国立博物館蔵『後三年合戦絵詞』の詞書)の文体・語法が東博本『後三年合戦絵詞』が成立した南北朝期はおろかそれに先行する承安本絵巻(承安元一七一年の成立。現存せず)が制作された時代よりも古い様相をもつことを明らかにしたうえで、①人物や現場に密着した描写法が採られている点、②まだ青年であった頃の大江匡房が「翁」と称されている点、③陸奥国が「当国」と称され同国内での慣例を説明した文章がみえる点、④合戦最終段の金沢柵攻防戦の記述に至って突然清衡の影が薄くなっている点などに注目し、『後三年記』の原本はまだ参戦者の多くが生存していた頃に清衡の影響下で書かれたとする瞠目すべき結論を提示している^②。また私自身も、原本の成立に清衡が関与したとする野中氏の説の傍証となしうる論拠三点を挙げ、野中説に賛意を表したのである^③。

ところで野中氏の説くところによれば、物語原本の成立時期は文体・語法などからみてだいたい一一二〇年頃ではなかったかとされる。そうだとすれば、まさに清衡の晩年期ということになるが、私には彼の下でおこなわれた物語原本の作成と、彼による伽藍一区の造営・奉献とは何か深い関連の糸によって結び合っていたのではないかと思われてならない。幾多の人々を襲った悲惨な運命や無慚な死を、自分の貴賤や敵、味方、その事情や背景などに関わりなく、感情を交えず淡々と事実を述べていく『後三年記』の叙述は読む人にきわめて不思議な印象を抱かせるものであるが、その点は同様に全ての戦没者の冤靈に対して普く哀悼し冥福を祈念する「願文」における祈りの境地とも相通じるものがあるように考えられなくもないのである。かなり大胆な臆測かもしれないが、私は清衡が自らおこなおうとしていた白河院へ

の伽藍奉獻計画への理解と援助を求め、院近臣ら中央政界の要人たちに読ませることを目的として、自身が当事者として深く関係した後三年合戦の顛末を物語風の文芸作品にまとめたものが『後三年記』の原本ではなかったかと推察している。もしもそうであったならば、『願文』を起草した敦光ももちろんそれを読んでいたことになろう。

さて、『願文』中には、清衡が平泉の地に自らの権力基盤を確立するまでの歴史を回顧しているよく知られた文章がある。

以前善根旨趣、偏奉_レ為_レ鎮護国家也。所以者何、弟子者東夷之遠酋也。生逢_レ聖代之無_レ征戰、長属_レ明時之多_レ仁恩。蛮陬_レ夷落為_レ之少_レ事。虜障_レ戎庭為_レ之不_レ虞。当_レ于斯時、弟子苟資_レ祖考之余業、謬居_レ俘囚之上頭。出羽_レ陸奥之士俗、如_レ從_レ風草、肅慎挹婁之海蛮、類_レ向_レ陽葵。垂拱寧息三十余年、然間時享歲貢之勤、職業無_レ失、羽毛齒革之贄、參期無_レ違。因_レ茲軫憐頻降、遠優_レ奉国之節。天恩無_レ改、已過_レ杖鄉之齡、雖_レ知_レ運命之在_レ天、争忘_レ忠貞之報_レ国。憶_レ其報謝、不_レ如_レ修善。(後略)

清衡はここで自分が「東夷之遠酋」であり「俘囚之上頭」でもあると述べており、かつてはこの彼が記し残した言葉そのものが奥州藤原氏に蝦夷説の根拠とされることもあった。しかしながらすでに第一節で説明したように、彼は秀郷流藤原氏に父系出自を有していたことが明らかなのであって、その点では彼の血統は「東夷」でも「俘囚」でもない。それにも拘わらずここで敢えてこのように述べられているのは、いったい何故であったのか。またこうした考えは、果たして清衡本人の自己認識であったのか、それとも彼に依頼されて文章を起草した敦光による認識とみるべきもので、都の貴族社会の側からみた奥羽に対する偏見・蔑視の所産に過ぎないものであったのか。

名門秀郷流の血を引く清衡が本心より自分のことを俘囚の近縁者であると考えていたとは想定しにくいけれども、しかしながら「願文」

の文章が書き記される過程で発願者である彼の主体性がまったく喪失させられ、都の貴族社会側の論理だけが一方的に押し通されたともまたいささか考えがたいのではなからうか。おそらく彼は、「東夷之遠酋」・「俘囚之上頭」という一見自虐的ともみえる言葉（これらの言葉じたいは敦光による造語の可能性もあるが）を取って自称に用いることで、自分が奥羽両国の住人や海外の蛮族を靡かせ国土北辺の鎮護を勤めることができる稀有な実力者であることを強調し、院政期国家において比類のない独自の地位・役割を占めていることを誇示しようと狙ったのではないかと推察される。

また、文中の「俘囚之上頭」の語に注目するならば、清衡が「資祖考之余業」けてその座に就いたと説かれていて、おそらくこの語は安倍・清原両氏の過去における功業を受け継ぐかたちで彼が就いたところの奥六郡主の地位のことを指しているものと解される。もしもそうであるならば、この文章は決して中央国家側の征夷史観一辺倒で書かれたものではないこととなり、むしろ安倍・清原両氏がかつて奥六郡主や出羽山北主として奥羽における正統的な政治権力を保持してきた事実を歴史の中に明確に位置付けるべきことを主張せんとする清衡の意図の顕れであるとみることもまた可能なものではなからうか。さらにこの「願文」と『後三年記』原本との間に深い関連がありそうなのは前述したが、『後三年記』の冒頭部分には「康平のころほひ、源頼義、貞任・宗任をうちし時、武則、一万余人の勢を具して御方にくは、れるによりて、貞任・宗任をうちたいらけたり。これによりて、武則か子孫、六郡の主となれり。それよりさきには、貞任・宗任か先祖六郡の主にはありけるなり。」とあり、その中で前九年合戦において滅ぼされた安倍氏もまた奥六郡主の座にあった事実が明確に主張されている点は、「願文」の文章における論理ともきわめて親近性が高いように窺われる。やはり右の「願文」の文章は、基本的には他ならぬ

清衡その人の認識を伝えたものであると考えざるをえないように思われるのである。

なお、これまでの通説では奥六郡主の座が安倍・清原・藤原氏に受け継がれたことの意味を俘囚族長権の継承という点に求めてきたが、すでに別稿で明らかにしたように奥六郡主とは俘囚族長権を実体とするものではなく、十世紀以降鎮守府の管轄下に属した奥六郡における在地支配権を掌握する鎮守府在庁筆頭の地位を指すものであった。この地位は確かに奥羽における最有力の在地支配者たることを顕示するかなり多大な政治的権威性をともなうものであったが、その点は決して俘囚族長権たることに起因したのではなく、そもそも王朝国家の側が創出した制度の中より胚胎したと考えられるものであることをここに確認しておく。

ところで最近、この「願文」にまつわる伽藍の落慶供養のセレモニーに関して、注目すべき新説が提起された。すなわち清衡は、自らと敵対的な関係にあった受領貴族である藤原良兼が大治元年二月に陸奥守に任じられたことを受けて、良兼への牽制として自己の権力の大きさや中央政界との親密な関係を誇示するために、時の治天の君白河院への「御願寺」奉献を思いつき実行に移したのであったというのである。なお私見では前述のように、清衡の「御願寺」奉献計画はもう少し前より始まっていた可能性があるように思われるため、この見解に全面的に従うことにはためらわれるが、しかし彼がこの事業を良兼に対する牽制のために大いに利用した可能性はかなり高いとみてよいであろう。また「願文」中において、「東夷」「蛮陬」「夷落」「虜陣」「戎庭」「俘囚」「海蛮」といった中央貴族に対して北辺の脅威を想起させるような語が多用されているのも、あるいは新司良兼との対決に闘志を燃やす清衡の駆け引き好きで剛胆な性格を反映しているものであるのかもしれない。おそらく清衡は晩年期に至っても、変わらず野心的な政

治家としての一面を有していたのである。

大治二年（一一二七）、清衡はその新司良兼との間で田地の領有をめぐる抗争を繰りひろげていたことが知られている。清衡は、源有宗が陸奥守であった頃から国内に保を立てはじめ、その後の国司の代々によいよ田数を増やし、良兼が赴任した頃には比叡山で千僧供養の法会をおこなうための料田としての名目で七〇〇町もの田を自らを立てた保に囲い込んでいたらしい。その清衡が領有する保において、日吉社使である宮法師と陸奥守良兼の配下の国使とが武力衝突事件を起こしたのである。良兼を訴えた日吉社側の言い分によれば、国使は宮法師二人に暴行を加え一人を殺害したといい、一方の良兼側の弁明によれば、清衡によって立てられた保を新立莊園として停廃しようとしたところ、宮法師の方が先に濫行におよんだのであるという。事件は公卿僉議に持ち込まれたが、結局良兼は争論に敗れて陸奥守を解任され、翌同三年（一一二八）正月には村上源氏の右大臣顕房の五男家定（後に信雅と改名）が新たな陸奥守に任じられた。清衡の支援者であったとみられる「夜の閑白」顕隆の妻は家定の姉妹であり、新司家定が着任後奥州藤原氏との間に良好な政治的関係を保持したのであることは想像に難くない。

大治三年七月、清衡は七十三歳でその波瀾万丈の人生を閉じた。『吾妻鏡』文治五年九月十七日条によれば、彼は生前、延暦・園城・東大・興福の四寺と天台宗の聖地である中国浙江省の天台山において千僧供養を施すという空前の功德をなしたといい、また自らの入滅を期して逆善の修法をおこなってちょうど百ヶ日目の結願の時、一病もなく合掌して仏号を唱えながら、あたかも眠りにつくかのように眼を閉じたという。

おわりに

十一世紀中頃の奥羽戦乱の時代に生を享けた清衡は、その前半生には非情な運命に翻弄され続け、常に険しい艱難辛苦とともにあった。後三年合戦の後、深い悲しみの淵より脱した彼は、奥羽の再生と発展に力を尽くすことを自らの使命として再出発を図り、十二世紀初頭には平泉の地に新たな拠点を構え、その後も自らの権力基盤を確立すべく常に邁進し、最晩年に至るまで精力的な活動を絶やすことがなかった。幸いにも長寿を得た彼は生前、奥州藤原氏政権の将来にわたつての存続・発展を期してあらゆる努力を尽くしたものと推測される。奥羽の乱世に終止符を打ち、恒久平和な仏国土を建設し、中央政権との共存体制の基礎を構築した彼は、おそらく十分なる人生の達成感を胸に抱いて往生を遂げたのであつたらう。

ところが、清衡が死去した直後より、生前彼が後継者に指名していたとみられる長子惟衡とその庶弟基衡との間で跡目相続の兄弟相剋が生じ、一門内ではさながら後三年合戦の悪夢が再現されたかのような大規模な分裂・抗争劇が繰り返りひろげられた。その結果、大治五年（一一三〇）に兄を弑逆した基衡が二代目の座を襲うことになるが、彼が再び一門の人々を糾合し権力基盤を構築し直すのにはやや長い年月を要したとみられる。保延四年（一一三八）に基衡は亡父清衡の成仏を祈願し千部一日経として妙法蓮華経巻第八を書写しており、これが彼藤原氏二代御館としての史料の初見でもあることからすると、これが彼らくその頃に基衡の権力基盤が漸く安定をみたのであつたらう。とまれ、同族同士が争い合う悲劇を再び繰り返さないことを願い続けた清衡の思いも虚しく、奥州藤原氏はその後も一族内部に常に内紛の火種をともし続けていき、最後は源頼朝率いる鎌倉幕府軍による攻撃の前

に、結束力を失い自壊を繰り返しながら脆くも敗れ去つたのである。

三代八十余年にわたり奥羽の仏都として、古代仏教史上にも類い稀なほどの輝かしい繁栄を誇つた平泉。金色堂のみを残して他のすべての建造物が灰燼に帰した今でも、その美しいたたずまいは往事の荘重で華麗な仏都のありようを彷彿とさせ、みる人の胸を強く打つ。だが、そのような煌びやかで美しげな平泉仏教文化それじたいの中にも、右にみたような奥州藤原氏一族の蹉跌と苦悩の歴史が、あたかも美麗な錦綾の縦糸のごとく深く織り込まれてきたように私には強く思われてならない。

おりしも日本列島の歴史は古代から中世へと進みつつあり、新たな時代の担い手となるべき武家の台頭の時期を迎えていた。そうした趨勢は直接・間接に藤原氏にも権力集中と武門化の必要を迫り、惟衡・基衡の兄弟相剋もその影響の一つの現れに他ならなかつた。その一方で、二代基衡、三代秀衡ともに父祖清衡に倣い仏教に強く傾倒し、仏都平泉をなお一層荘厳化することに努めた。すなわち、中尊寺を創建した清衡に続き、二代基衡は毛越寺を、三代秀衡は無量光院をそれぞれ建立し、三人ともに死後遺体は清衡の建立した金色堂の須弥壇の中に収められ、歴代の当主が眠りにつく同堂は六十余年もの間平泉政権のアイデンティティの中心をなした。

しかしながら、代々の当主の仏教への深い傾倒が、藤原氏の権力構造を古代貴族権力的限界の内に押しとどめ、封建的主従制の原理によつて緊密に組織される武門棟梁権へと順調に発展させていくことを阻む一つの重大な要因をなした点を否定することができない。そして武家権門として十分な成長を遂げることができなかった奥州藤原氏が、広範な地域の在地領主を配下に組織し強大な武門棟梁権を樹立することに成功した源氏によつて滅亡に追い込まれるかたちで自らの歴史に幕を下ろしたことは、それじたいまさに歴史の必然でもあつたの

である。とすれば、清衡によって創始されたところの政治と仏教との結合を基本とした独自の奥羽支配のシステムは、一世紀を持ち堪えられずに歴史上の桎梏と化してしまったといわざるをえないのであるが、ただその点のみより彼の功罪を問うのはあまりに酷であるのかもしれない。奥州藤原氏の行く手に待ち受ける歴史的境遇の過酷さは、清衡の想像を遙かに越えるものであったのである。(完)

注

- (47) 『中右記』寛治二年正月二十五日条、『後二条師通記』同日条。
 (48) 高橋富雄「奥州藤原氏四代」前掲注(1)、四七頁。
 (49) 樋口知志「奥六郡主」安倍氏について」前掲注(12)。
 (50) 高橋富雄「平泉―奥州藤原四代」前掲注(1)。
 (51) 遠藤巖「秋田城介の復活」前掲注(18)。
 (52) 荒木伸介「平泉―奥州藤原氏黄金の夢」(プレジデント社、一九九三年)。
 (53) 川島茂裕「藤原清衡の妻たち―北方平氏を中心に―」(入間田宣夫・本澤慎輔編「平泉の世界」前掲注(25))。
 (54) 遠藤巖「安藤氏と津軽の世界」(小口雅史編「津軽安藤氏と北方世界―藤崎シンポジウム―北の中世を考える」)河出書房新社、一九九五年)。なお同系図をめぐる詳細な考察は、樋口知志「諸家系図纂」所収の「安藤系図」について―奥六郡安倍氏の祖先系譜に関する一考察―(細井計編「東北史を読み直す」吉川弘文館、二〇〇六年)を参照。
 (55) 「小御館」の語は「仁科岩城系図」(系図綜覧)第二、国書刊行会、一九一五年)中に所見し、すなわち「貞衡」の名に付された注として「二作」貞成。海道小御館、常陸前司。」との記載が見出せる。
 (56) 川島茂裕氏は清衡の死後、正妻であった北方平氏が佐竹氏の祖源義業に再嫁し昌義を生んだとしているが(川島「藤原清衡の妻たち」前掲注(53))、彼女の年齢がそれほど若かったとは考えがたく、いささか無理な想定であるといわざるをえない。北方平氏が義業に再嫁したことじたいは事実である可能性が高いと思われるが、彼女と昌義の母である平清幹の娘とは別人であったと考えるべきであろう。なお基衡の母の出自については不明であるが、北方平氏が彼の実母ではなかったことだけはほぼ確かであると思われる。

金色堂棟木墨書銘に「女壇」として安部(倍)氏・清原氏・平氏の三氏の女性が見えることに鑑みるならば、おそらく安倍氏が清原氏の女性であったのではなからうか。

(57) 惟衡らが逃走を試みた経路について私見を提示しておきたい。「国館」はおそらく陸奥府内かその周辺に所在したかと推測され、彼が子供・従者とともに小舟に乗り込んで出帆したのはあるいは七北田川ではなかったか。また弟御曹子(基衡)が陸地より追撃したのも同川流域においてであったと思われる。その後惟衡らはひとたび海上(仙台湾)に脱出し基衡の追撃を振り切ったかにみえたが、風雨に押し戻されて基衡に捕らえられ、その場で殺害されたものと考えられる。なお惟衡らが本来目指していた逃走経路は、仙台湾より海路で阿武隈川の河口に入り、そこから川が陸路を通過して南下し、福島県本宮市あたりより越後街道に沿って西へ進み、会津経由で越後へ至るルートであったのではなからうか。

(58) 三浦謙一「柳之御所跡出土の墨書折敷」(平泉文化研究会編「奥州藤原氏と柳之御所跡」吉川弘文館、一九九二年、初出は一九九一年)。
 (59) 『後二条師通記』同日条。

(60) 板橋源「平泉藤原清衡新事蹟考」(『奥羽史談』七一、一九五六年)。
 (61) 『中右記』寛治六年六月三日条。

(62) 『中右記』嘉保元年(一〇九四)三月八日条、『後二条師通記』寛治七年六月十八日条。

(63) 『中右記』寛治七年十月十八日条。

(64) 『中右記』嘉保元年三月八日条。

(65) 『後二条師通記』寛治五年十一月二十一日条、同六年十二月四日条、同七年二月四日条。

(66) 『中右記』保安元年(一一二〇)六月十七日条。なおこの点をめぐっては次節で具体的に言及する。

(67) 『古事談』第二、臣節。なお『十訓抄』第六、可レ存忠直事にも類話が見える。

(68) 前九年合戦が終結した頃の出羽山北主は武則の兄光頼であり、その座は後に光頼の長子頼遠に継承されたはずであるが、『後三年記』の現存本文中に彼やその子孫とみられる人物はまったく登場していない。なお本家光頼流の居柵の遺構と考えられる秋田県横手市大鳥井柵跡では今年(二〇〇八年)、大鳥井山頂上付近の平坦部で四面庇の掘立柱建物跡が検出されており、十一世紀後半以降二度にわたり火災を被った可能性があるという。武則流

とかつての自家光頼流との間で流血をともなう新旧交替劇が起こった可能性もありうるかもしれず、今後の調査・研究の進展が俟たれる。

- (69) 『中右記』 嘉保二年正月二十八日条。
 (70) 遠藤基郎「平泉藤原氏と陸奥国司―清衡・基衡まで―」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻、高志書院、二〇〇五年)。
 (71) 野中哲照「奥州後三年記」の成立年代」前掲注(42)。
 (72) 「公卿補任」永長二年―康和四年条。
 (73) 注(70)に同じ。
 (74) 『中右記』 大治二年(一一二七)十二月十五日条。
 (75) 承徳元年(一一〇九)? 陸奥守源有宗書状(九条家本『九条殿記』紙背文書、『青森県史』資料編古代1文献史料、一七五三号)。
 (76) 『中右記』 承徳二年八月二十八日条。
 (77) 『本朝世紀』 康和元年三月十八日条。
 (78) 注(70)に同じ。
 (79) 同年正月に義家は陸奥守在任中の貢納物を完済し解由を得て受領功過定に与っており、『中右記』 同年正月二十日条・二十三日条・二十六日条・二十七日条、四月には正四位下に進み(同、同年四月二日条)、十月には「天下第一武勇之士」として院の昇殿を許されている(同、同年十月二十三日条)。
 (80) 『中右記』 承徳二年八月六日条。
 (81) 『本朝世紀』 康和元年九月十七日条。
 (82) 『本朝世紀』 同年十二月十四日条。
 (83) 『中右記目録』 康和三年十二月二十日条。
 (84) 『殿歴』 康和五年九月二十一日条。
 (85) 高橋崇「奥州藤原氏」前掲注(1)。
 (86) 佐々木博康「藤原清衡の在京について」(『ぐんしよ』二四、一九九四年)。
 (87) なお同書の寛治六年六月三日条において、陸奥国で合戦を企てたと所見している「清平」については、すでに第五節でも取り上げたように清衡本人のことであることが明らかである。
 (88) 『中右記』 康和五年十月四日条。
 (89) 『中右記』 康和五年十一月一日条、『本朝世紀』 同日条。
 (90) 『中右記』 長治元年五月二日条。
 (91) 注(70)に同じ。
 (92) 『殿歴』 長治元年(一一〇四)四月九日条。
 (93) 『中右記』 天永二年(一一一一)正月二十一日条。

(94) 『吾妻鏡』 文治五年九月十四日条。

(95) 川合康「源平合戦の虚像を剥ぐ―治承・寿永内乱史研究―」(講談社、一九九六年)。

(96) あるいは、本文に記したものは別の次のような考え方もできるかもしれない。すなわち奥州藤原氏が滅亡した文治五年までを三代秀衡の三十三年の中に繰り入れ、そこから九十九年を遡ると寛治五年(一一〇九)となるが、その年はすでに第五節で述べたように清衡が武衡・家衡らの命日を期して関白師実への貢馬をおこなった年にあたる。この日(同年十一月十五日)は清衡や彼の周辺の人々にとつてはきわめて重要な意義をもつ記憶すべき日となったようであり、その原本が清衡の影響下に成立したとみられる『後三年記』が金沢柵落城の年を「寛治五年」と誤記していたことも、そうした事情と深く関連していたもののようにも考えられる。とすれば、実際の事後の説明で三代九十九年の始点とされた年はこの寛治五年であったのかもしれない。もし仮にそうした考え方に立つならば、『吾妻鏡』の「康保年中」は実際の実俊の説明とは相違するもので、清衡三十三年の始点を平泉進出から理解した同書編者によつて作爲されたものである可能性も生じてこよう。この点についてはなお後考を期したい。

(97) 『平泉町史』 史料編一、61号。

(98) 「奥大道」の初見史料は、『吾妻鏡』 建長八年(一一五六)六月二日条である。

(99) 菅野成寛「一〇世紀北奥における衣関成立試論―平泉・関山中尊寺の遺構から見た「奥六郡」体制形成の一断面」(『岩手史学』研究) 八四、二〇〇一年)。

(100) 『平泉町史』 史料編一、71号。

(101) 斉藤利男「平泉の都市プランと柳之御所跡」(平泉文化研究会編『奥州藤原氏と柳之御所跡』前掲注(58)、初出は一九八九年、大石直正「奥州藤原氏研究と柳之御所跡」(同氏著『奥州藤原氏の時代』吉川弘文館、二〇〇一年、初出は一九九二年)。

(102) 羽柴直人「平泉の道路と都市構造の変遷」(入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』前掲注(25))。なお二〇〇八年の第六九次調査によつて、柳之御所遺跡を外周する二本の堀はこれまで考えられてきたような同時併存の関係ではなく、外側堀(古)↓内側堀(新)と二段階に変遷することが明らかになった。また外側堀からは十二世紀前期の轆轤かわらけの完形品も出土したとのことであり、清衡代に掘削されたものである可能性はかなり高いも

のと推察される。

- (103) 羽柴直人「平泉の宴—安倍氏から奥州藤原氏へ—」(五味文彦・小野正敏・萩原三雄編『宴の中世—場・かわらけ・権力—』高志書院、二〇〇八年)。
- (104) なお奥羽両国の「省帳田文」(「吾妻鏡」文治五年九月十四日条)の写しが平泉にも保存されるようになったのはいつ頃かであったのかは不明であるが、やはり清衡代からであったとは考えがたい。清衡代における平泉の政治的機能はそこまで広範な行政権をとまなうものではなく、おそらく奥六郡・山北三郡の内部に限定された在地支配権と、奥羽両国におよぶ軍事・警察権とを合わせたものにほば相当するのである。一方「省帳田文」などの公文書の写しが分置され、より広範な行政権を管掌するようにするのは、嘉応二年(一一七〇)に三代秀衡が鎮守府將軍に任じられたこと(「兵範記」同年五月二十五日条、「玉葉」同年同月二十七日条)を契機とするのではなからうか。
- (105) 齊藤利男「境界都市平泉と北奥世界」(高橋富雄編『東北古代史の研究』前掲注(18))、同「平泉—よみがえる中世都市—」(岩波書店、一九九二年)。
- (106) 岡部精一「前九年役と後三年役」(日本歴史地理学会編『奥羽沿革史論』仁友社、一九一六年)、板橋源一「安倍氏辺境在地勢力の成立」・「安倍氏辺境在地勢力の没落」・「平泉藤原氏辺境在地勢力の確立」(「岩手県史」第一巻、上古篇・上代篇、前掲注(1))。
- (107) 安倍氏時代の主柵は、胆沢川の南岸に鎮守府を望む同川左岸の丘陵上に立地した鳥海柵であったと考えられる。また「衣川柵」を安倍氏の本拠地とみる説は、『吾妻鏡』文治五年(一一八九)九月二十七日条に頼時や安倍氏嫡系男女子らの居宅が軒を連ねていたように記されている点を根拠としているが、同条は同書同年九月十七日条の「寺塔已下注文」の「関山中尊寺事」に記された清衡時代の事蹟とオーヴァラップしている印象が強く、そのうえ「話記」の衣川関攻防戦の場面の描写で安倍氏一族の居宅の存在に一切触れられていないのもさわめて不審であるといわねばならず、この説には従うことができない。また清原氏時代の中心拠点についても、『後三年記』中の叙述よりみて奥六郡主真衡の居柵は胆沢郡白鳥の付近にあったと考えるのが最も妥当性が高いように思われる。
- (108) 菅野成寛「鎮守府付属寺院の成立—奥六郡仏教と平泉仏教の接点—」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻、前掲注(70))。
- (109) 杉本良「国見山廃寺からみた北東北の古代仏教」(第四〇回蝦夷研究会「於岩手大学」口頭発表、二〇〇八年三月十八日)。なおかつてはこの国見山

廃寺を『日本文徳天皇実録』天安元年(八五七)六月戊辰(三日)条で新たに定額寺に指定された「陸奥国極楽寺」の遺構ではないかとみる説が主流をなした時期もあったが(樋口知志「仏教の発展と寺院」(須藤隆・今泉隆雄編『新版古代の日本』9、東北・北海道、角川書店、一九九二年)、近年はそれについては否定的な見解が多い。

(110) 杉本良「国見山廃寺からみた北東北の古代仏教」前掲注(109)。

(111) なお岩手県二戸市浄法寺町天台寺は、いわゆる鈍彫の聖観音立像や十一面観音立像など一三体もの平安仏を伝存する上、飛び抜けて北辺に位置する点でも大いに注目に値するが、その周辺地域における古代仏教や寺院の実相は未だ不明であり、奥六郡地域の仏教文化との具体的関係についても残念ながら現段階では考察の材料を欠いている。

(112) 大品経、卷第三十、奥書(高野山金剛峯寺蔵紺紙金銀字交書一切経、『平泉町史』史料編一、7号)。

(113) 注(110)に同じ。

(114) 「話記」によれば、康平五年八月九日に陸奥国栗原郡宮岡に集結した源氏・清原氏連合軍は十六日には松山道(平安期陸奥国を南北に縦走する幹線道のうち栗原郡より磐井郡までの部分の称)を通して進軍を開始、翌十七日の小松柵攻防戦、九月五・六日の磐井郡合戦ともに幹線道たる官道よりほど遠くない場所であつたとみられる。とくに後者では、貞任軍が夜襲で総崩れとなった後敵しい追撃を受けて多数の死傷者を出したが、同書は「卅余町之程斃亡人馬、宛如乱麻。肝胆塗地、膏腴潤野。」とその時の惨状を記している。六・七日の衣川関攻防戦でも、清原武貞率いる一隊が官道のメインルートである「関道」より、橘頼貞率いる四陣は「上津衣川道」より、清原武則率いる五陣は「関下道」より衣川関へ向かつて攻め入っており、まさに官道の周辺において激戦が展開されたことが知られる。

(115) 菅田慶信「平泉・宗教の系譜—仏教都市建設の底にあるもの—」(『季刊東北学』一六、二〇〇八年)。

(116) 石田一良「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」(『平泉町史』第三巻、総説・論説編、前掲注(1))、初出は一九六四年)。

(117) 中尊寺金色堂棟木墨書銘(中尊寺所蔵、『平泉町史』史料編一、10号)。

(118) 齋木一馬「中尊寺供養願文の輔方本と頭家本との関係について」(『平泉町史』第三巻、総説・論説編、前掲注(1))、初出は一九七五年)。

(119) 荒木伸介「奥州藤原氏造宮寺院をめぐる諸問題」(「アガルマー澤柳大五郎先生古希記念美術史論文集」)同朋舎、一九八二年)。

- (120) 菅野成寛「天治三年『中尊寺供養願文』の伽藍比定をめぐって」(『日本史研究』四四五、一九九九年)。
- (121) 上野武「陸奥話記」と藤原明衡―軍記物語と願文・奏状の代作者―(『古代学研究』一二九、一九九三年)。
- (122) 野中哲照「奥州後三年記」の後次性―作品成立の時代をさぐる(1)―(『鹿兒島短期大学研究紀要』五〇、一九九二年、同「奥州後三年記」真和本と承安本との関係―作品成立の時代をさぐる(2)―(『同』五一、一九九三年)、同「奥州後三年記」本文の時代相―作品成立の時代をさぐる(3)、敬語の用法をめぐって―(『同』五二、一九九三年)、同「奥州後三年記」の古相―作品成立の時代をさぐる(4)―(『同』五三、一九九四年)、同「奥州後三年記」の成立圏―奥州成立の可能性をさぐる―(『同』五五、一九九五年)、同「奥州後三年記」の成立年代(前掲注(42))。
- (123) 樋口知志「前九年合戦と後三年合戦」前掲注(25)。なお拙稿で提示した三点の傍証とはおよそ以下のとおりである。①「後三年記」では清原一門の人物が初出時に多く無姓で登場しており、義家配下の武士たちが姓名と通称を組み合わせた名乗りのかたちで現れているのとまさに対照的である。その点は物語原本の成立に清原氏の身内の人物が関与していたとみるのに適合的である。②「後三年記」の冒頭部には「それよりさきには、貞任・宗任が先祖、六郡の主にはありけるなり。」と記され、安倍氏こそが本来の奥六郡主であったことが明示されている。「心うるはしくしてひかことをこなはず、国宣ををもくし朝威をかたしけなくす。」という奥六郡主の職務心得とみられる文章が掲げられていることと併せて、物語本文の作者は安倍氏の名誉回復に配慮していることが窺えるのであり、安倍頼時の外孫として同氏嫡流の血統を引く清衡その人が原本の成立に関与した可能性はより現実味を帯びてくる。③「後三年記」は金沢柵が陥落した日時を「寛治五年十一月十四日夜」とし、翌十五日早朝以後に武衡・家衡らが死没したことを伝えているが、すでに明らかのように「五年」は「元年」の誤りである。しかるに寛治五年十一月十五日(武衡・家衡らの命日)には清衡による関白藤原師実への貢馬がおこなわれており、とすればこの誤記は、寛治元年同日における同族たちの死と、同五年同日における清衡の貢馬という二つの出来事が、物語原本の作者の意識の中で深く関連しあっていないければほとんど生じがたいものと考えられるから、作者は清衡の強い影響下にあったと推測するのが最も自然である。
- (124) なお「願文」中に「已過杖郷之齡」と所見している点は、清衡が六十

歳代の頃より伽藍奉獻の計画を進めていたことを示すものと考えられ、その始点は永久四年(一一一六)―天治元年(一一二四)の間に求められる。野中氏の論のように「後三年記」原本の成立年代を一一二〇年頃とみた場合、ちょうど右の年代幅の中にぴったりと当て嵌まるのであり、伽藍奉獻計画と物語原本の作成との間に深い関連があったとの見方にとってもそれなりに適合的であるように思われる。

- (125) 高橋富雄「東北古代の開拓」(古田良一博士還暦記念会編『東北史の新研究』文理図書出版社、一九五五年)、同「奥州藤原氏四代」前掲注(1)、同「平泉政権の成立とその権力構造」(『東北大学日本文化研究所研究報告』別巻二、一九六四年)、同「奥六郡の司」(伊東信雄・高橋富雄編『古代の日本』8、東北、角川書店、一九七〇年)、同「奥六郡の歴史上の性格」(『日高見国―菊池啓治郎学兄還暦記念論集』同記念会、一九八五年)。
- (126) 樋口知志「奥六郡主」安倍氏について」前掲注(12)。
- (127) 注(70)に同じ。
- (128) 注(74)に同じ。
- (129) 保延元年(一一三五)六月藤原敦光申文(『本朝統文粹』巻六、奏状、申受領)。
- (130) 入間田宣夫「清衡が立てた延暦寺千僧供の保について」(細井計編『東北史を読み直す』前掲注(54))は、大治二年の日吉社使の宮法師と陸奥国使との武力衝突事件を例証として、「清衡による保の建立には、国司との鋭い対立を内包するような本質が具えられていたのではなかったのか。」と述べ、清衡は陸奥守の「実働参謀」ではありえなかったと論じている。清衡と歴代の陸奥守とが常にいつも政策面において軌を一にしていたなどとは考えがたいことは確かに氏の指摘の通りであろうが、清衡が自らの権力基盤を強化するために陸奥守との間に積極的に政治的関係を構築しようとし、その結果実際に清衡への利益供与をはかる陸奥守が少なからず出現したことまでは否定することはできないのではなからうか。
- (131) 妙法蓮華経、巻第八、奥書(静岡県湖西市妙立寺藏紺紙金字法華経、『平泉町史』史料編一、14号)。
- 【付記】
本稿は、本誌前号に掲載された「藤原清衡論(上)」とともに、今年四月一日より九月三〇日までの半年間にわたるサバティカル(人文社会科学学部、平成二〇年度前期分)における研究成果の一部である。